平成２２年（フ）第２３１７号
名古屋市瑞穂区萩山町３丁目44番地の４
破産者　井藤　伸枝
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９９号
大阪府貝塚市堀２丁目22番11号
破産者　竹泉こと永楽湯こと　大西　敏之
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６２４号
大阪府泉大津市末広町１丁目２番25―102号、開始決定時の住所大阪府泉大津市千原町１丁目16番23号
破産者　佐次　和彦
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５０９号
神戸市中央区熊内橋通５丁目３番３号102号、開始決定時の住所神戸市垂水区旭が丘３丁目15番53号
破産者　笹倉　祥男
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９４８号
神戸市須磨区横尾５丁目４番地の１　210号、従前の住所神戸市須磨区多井畑南町１番地の１　812号
破産者　山下　正則
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４４号
兵庫県姫路市手柄349番地１
破産者　松尾俊弥こと　松尾　俊彌
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２０５５号
広島県廿日市市峠1514番地２
破産者　山本　忠敏
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４５号
熊本市秋津町秋田3439番地26号、住民票上の住所熊本市昭和町12番30号
破産者　今木　智雄
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４００号
大分市岩田町３丁目１番17号
破産者　阿南　弘美（旧姓今村・幡本）
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１０１１号
札幌市西区西町南５丁目１番23号　ａｖｅｃ西町04Ｓ号
破産者　山口　和哉
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５５５号
札幌市西区発寒４条５丁目７番30号　グリーンハイム201号
破産者　松江　典晃
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５５６号
札幌市西区発寒４条５丁目７番30号　グリーンハイム201号
破産者　松江みどり
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８７号
開始決定時の住所北海道旭川市神居４条17丁目１番14号
破産者　長谷川　大
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０１号
北海道旭川市末広２条11丁目１番21号、住民票上の住所北海道上川郡上川町南町10番地
破産者　青木　俊治
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３７４号
横浜市港北区新吉田東６丁目９番５号　井田ハイムＡ棟201、開始決定時の住所横浜市港北区綱島東４丁目５番15号
破産者　佐藤　　清
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３７５号
横浜市港北区新吉田東６丁目９番５号　井田ハイムＡ棟201、開始決定時の住所横浜市港北区綱島東４丁目５番15号
破産者　佐藤　淑子
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１４４号
京都府相楽郡精華町下川原１―５、住民票上の住所京都府木津川市相楽城西34番地５　木原アパート
破産者　児嶋　智美
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８号
京都府船井郡京丹波町院内市庭11番地４
破産者　信樂　和也
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係